

2. 感染症の予防 (ガイドライン29ページ)

(2) 衛生管理
ア) 施設内外の衛生管理

スライド 41

● トイレ

- ・ 日々の清掃と消毒で清潔に保つ
- ・ ドアノブ、手すり、照明のスイッチなどは、水拭きした後、消毒用エタノール、塩素系消毒薬などで消毒する
- ・ 感染症流行時は、その感染症に応じた消毒・清掃が必要

● 砂場

- ・ 砂場で遊んだ後は、石けんを用いて流水で手洗いをする
- ・ 猫などが入らないような構造とする
例：夜間はシートで覆う
- ・ 砂場を定期的に掘り起こして、砂全体を日光により消毒する

● トイレ

○ 日々の清掃と消毒で清潔に保ってください (便器、汚物槽、ドア、ドアノブ、蛇口や水まわり、床、窓、棚、トイレ用サンダルなど)。

○ ドアノブ、手すり、照明のスイッチ (押しボタン) などは、水拭きした後、消毒用エタノール、塩素系消毒薬などにより消毒してください。ノロウイルス感染症が流行している場合には塩素系消毒薬を使用するなど、流行している感染症に応じた消毒と清掃を行う必要があります。

● 砂場

○ 砂場は猫の糞便など由来の寄生虫、大腸菌などで汚染されていることがあるので衛生管理が重要です。

○ 砂場で遊んだ後は、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行ってください。

○ 砂場に猫などが入らないような構造として、夜間はシートで覆うなどの対策を考慮してください。

○ 動物の糞便、尿などがある場合は速やかに除去してください。

○ 砂場を定期的に掘り起こして、砂全体を日光により消毒してください。

2. 感染症の予防 (ガイドライン29ページ)

(2) 衛生管理
ア) 施設内外の衛生管理

スライド 42

● 園庭

- ・ 各保育所の安全点検表を活用する等、安全・衛生管理を徹底
- ・ 動物の糞尿等は速やかに除去する
- ・ 害虫、水溜り等の駆除や消毒を行う
- ・ 水溜まりを作らないようにする
- ・ 小動物の飼育施設は清潔に管理する
- ・ 小動物を飼育する場合は飼育後の手洗いを徹底する

● 園庭

○ 各保育所が作成する安全点検表を活用して安全・衛生管理を徹底してください。

○ 動物の糞尿等は速やかに除去してください。

○ 樹木や雑草は適切に管理し、害虫、水溜り等の駆除や消毒を行ってください。

○ 水溜まりを作らないよう、屋外におちやじょうろを放置せず、使用後は片付けてください。

○ 小動物の飼育施設は清潔に管理し、飼育後の手洗いを徹底してください。

(2) 衛生管理

ア) 施設内外の衛生管理

◎プール

- ・ 遊泳用プールの衛生基準
(遊離残留塩素濃度が0.4mg/L～1.0mg/L) に従う
- ・ 簡易ミニプール (ビニールプールなど) も塩素消毒が必要
- ・ 排泄が自立していない乳幼児は個別のトイレなどを用いる
(他者と水を共有しない)
- ・ シャワーを用いて、汗などの汚れを落とす
- ・ プール遊びの前に流水を用いたお尻洗いも行う



スライド 43

◎プール

○「遊泳用プールの衛生基準」(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知別添) に従い、遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lから1.0mg/Lに保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒してください。

○低年齢児が利用することの多い簡易ミニプール (ビニールプールなど) も塩素消毒が必要です。

○排泄が自立していない乳幼児には、個別のトイレなどを用いてプール遊びを行い、他者と水を共有しないよう配慮してください。

○プール遊びの前にはシャワーを用いて、汗などの汚れを落としてください。

○プール遊びの前に流水を用いたお尻洗いも行ってください。



スライド 44

2. 感染症の予防 (ガイドライン30～31ページ)

(2) 衛生管理

イ) 職員の衛生管理

- ・ 清潔な服装と頭髪を保つ
- ・ 爪は短く切る
- ・ 日々の体調管理を心がける
- ・ 保育中や保育前後には手洗いを徹底する
- ・ 咳などの呼吸器症状が見られる場合はマスクを着用する
- ・ 発熱や咳、下痢、嘔吐がある場合は速やかに受診
- ・ 感染源となり得る物の安全な処理方法を徹底
- ・ 下痢や嘔吐の症状や化膿創がある職員は食物の取り扱いを禁止
- ・ 予防接種履歴と罹患歴を把握して感受性の有無を確認する

○保育所における衛生管理は、施設内外の環境の維持に努めるとともに、職員が清潔を保つことや職員の衛生知識の向上に努めることが重要です。

・ 清潔な服装と頭髪を保ちましょう。

・ 爪は短く切りましょう。

・ 日々の体調管理を心がけましょう。

・ 保育中や保育前後には手洗いを徹底しましょう。

・ 咳などの呼吸器症状が見られる場合はマスクを着用しましょう。

・ 発熱や咳、下痢、嘔吐がある場合は医療機関へ速やかに受診しましょう。また、周りへの感染対策を実施しましょう。

・ 感染源となり得る物 (尿、糞便、吐物、血液など) の安全な処理方法を徹底しましょう。

・ 下痢や嘔吐の症状や化膿創がある職員は、食物を直接取り扱うことを禁止しましょう。

・ 職員の予防接種履歴と罹患歴を把握して、感受性があるかどうかを確認しましょう。



ページ 47

(2) 感染症発生時の対応

感染症が発生したら嘱託医などへ相談し、
関係機関へ報告するとともに、
保護者へ適切に情報を提供することが重要

- ・ 感染の拡大を防止するために、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、施設内を適切に消毒する
- ・ 施設長の責任の下で感染症の発生状況を記録する
- ・ 記録には子どもに関するだけでなく、
職員の健康状態も記載

○ 感染症が発生したら嘱託医などへ相談し、関係機関へ報告するとともに、保護者へ適切に情報を提供することが重要です。

○ 感染拡大を防止するため、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底するとともに、施設内を適切に消毒してください。

○ 施設長の責任の下で感染症の発生状況を記録してください。この記録には、入所している子どもに関するだけでなく、職員の健康状態についても記載してください。

○ 記録とともに、二次感染予防について保健所等に協力を依頼することも重要です。



ページ 48

(2) 感染症発生時の対応

予防接種で予防可能な感染症が発生したら、
子どもや職員の予防接種履歴と罹患歴を確認

- ・ 未罹患で予防接種を必要回数受けていない子どもは、嘱託医、看護士などの指示を受け、保護者に適切な予防方法を伝えて予防接種についてかかりつけ医に相談するよう説明する
- ・ 発生（接触）後72時間以内に予防接種を受けることで
発症予防が期待できる感染症も存在する
- ・ 手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底する
- ・ 感染症の発生状況とあわせて、職員の健康状態を記録する

○ 予防接種で予防可能な感染症が発生したら、子どもや職員の予防接種履歴と罹患歴を確認します。

○ 未罹患で予防接種を必要回数受けていない子どもは、嘱託医、看護士などの指示を受けて、保護者に適切な予防方法を伝えて予防接種についてかかりつけ医に相談するよう説明します。

○ 麻疹や水痘のように発生（接触）後72時間以内に予防接種を受けることで発症予防が期待できる感染症も存在しますので、かかりつけ医と相談するよう保護者に促します。

○ 感染拡大防止のため、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底します。また、感染症の発生状況に対応して消毒の頻度を増やすなど、施設内を適切に消毒します。

○ 感染症の発生について記録に残します。①欠席者の数と欠席理由、②受診状況、診断名、検査結果と治療内容、③回復後に登園した子どもの健康状態と回復までの期間、④感染症終局までの推移などについて記録します。また、職員の健康状態も記録します。



(3) 罹患した子どもが登園する際の対応

保育所では周囲への感染拡大を防止することが重要

- ・ 保育所における集団生活に支障がないと医師に判断されたことを、保護者を通じて確認した上で登園を再開する
- ・ 「出席停止の期間」の基準に準じて登園のめやすを確認しておく
- ・ 診断は医師が行い、登園再開の際の取り扱いはいは個々の保育所で決めるのではなく、子どもの負担や医療機関の状況も考慮して、自治体の支援の下、医療機関、地区医師会・都道府県医師会、学校等と協議して決める
- ・ 職員も感染拡大防止の観点から勤務を停止する場合がある

本ガイドラインの別添4「医師の意見書及び保護者の登園届」(78ページ)を参照

○保育所では、乳幼児が長時間にわたり集団生活をする環境であることを踏まえ、周囲への感染拡大を防止することが重要です。

○子どもの病状が回復し、保育所における集団生活に支障がないと医師により判断されたことを、保護者を通じて確認した上で、登園を再開することが重要です。

○保育所では、感染症に罹患した子どもの体調ができるだけ速やかに回復するよう、迅速かつ適切に対応するとともに、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する環境であることを踏まえ、周囲への感染拡大を防止することが求められます。こうした観点から、保育所では、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間の基準に準じて、あらかじめ登園のめやすを確認しておく必要があります。

○子どもの病状が回復し、集団生活に支障がないという診断は、身体症状、その他の検査結果等を総合的に勘案し、診察に当たった医師が医学的知見に基づいて行うものです。罹患した子どもが登園を再開する際の取り扱いについては、個々の保育所で決めるのではなく、子どもの負担や医療機関の状況も考慮して、市区町村の支援の下、地域の医療機関、地区医師会・都道府県医師会、学校等と協議して決めることが大切です。

○協議の結果、登園を再開する際に、疾患の種類に応じて、医師が記入する意見書、保護者が記入する登園届を保護者から保育所に提出するという取り扱いをすることが考えられ、本ガイドラインでは、その参考様式と登園のめやすなどが示されています。

○こうした意見書、登園届は一律に作成・提出が必要となるものではないため、こうした取り扱いをする場合は、事前に保護者に対して十分周知することが重要です。

○職員も感染拡大防止の観点から勤務を停止する場合があります。勤務復帰の時期、従事する職務などについては嘱託医の指示を受けて、適切に対応してください。



(1) 記録の重要性

子どもの体調や症状、その変化などを的確に記録し、感染発生状況を把握することが重要

- ・ 家庭や地域の関係者
(近隣の保育所、学校、嘱託医、設置者、行政担当者など)と連携し、記録に基づく情報を活用、共有する
- ・ 情報を保護者に伝え、子どもの健康管理などについて協力を求め、嘱託医と共有して感染予防のための連携を図ることも重要

○子どもの体調や症状、その変化などを的確に記録し、感染発生状況を把握することが重要です。

○家庭や地域の関係者(近隣の保育所、学校、嘱託医、設置者、行政担当者など)と連携し、記録に基づく情報を活用、共有することが重要です。

○さらに、これらの情報を保護者に伝え、子どもの健康管理などについて協力を求めることや、嘱託医と共有して感染予防のための連携を図ることも重要です。



スライド 51

（2）医療関係者の役割等

ア）嘱託医の役割と連携

- ・感染症対策には嘱託医の参画・協力が不可欠
- ・地域の医療・保健機関と連携し、地域全体で子どもの健康と安全を守るための体制の整備が必要

イ）看護師等の役割と責務

- ・看護師が配置されている場合は、感染予防や拡大防止にあたり、専門性を生かした対応が図られることが重要
- ・保護者に予防や看護に関する情報提供などを行い、発症した子どもの回復に向けた支援が求められる

ア）嘱託医の役割と連携

感染症対策には嘱託医の参画・協力が不可欠です。嘱託医は、年2回以上の子どもの健康診断だけでなく、総合的な指導・助言が求められます。
地域の医療・保健機関と連携し、地域全体で子どもの健康と安全を守るための体制の整備が必要です。保育所は嘱託医に感染症対策の情報を提供し、嘱託医と感染症の対策について情報交換し、助言を得ます。

イ）看護師等の役割と責務

看護師は、感染予防や拡大防止にあたって、子どもの回復に向けた支援、保護者への助言など、専門性を生かした対応が図られることが重要です。
発症が発生したら、看護師には保護者に予防や看護に関する情報提供などを行い、発症した子どもの回復に向けた支援が求められます。また、保護者に登園のめやすの重要性を説明することが求められます。



スライド 52

（3）関係機関との連携

予防にかかる連携

：感染症発生を防止するための措置などについて、所管の保健所の助言、指導を求めるとともに、密接に連携をとる

発生した場合の連携：嘱託医などの指示に従い、必要に応じて市区町村、保健所などに連絡し、感染拡大防止の措置を講じる

感染症発生時の報告：施設長は市区町村に対して感染症または食中毒が疑われる者などの人数、症状、対応状況などを報告し、保健所に報告して指示を求める

- ①同一感染症・食中毒による死亡者または重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ②同一の感染症・食中毒の患者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ③上記①②に該当しない場合でも、通常の発生動向を上回る発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

○予防にかかる連携：感染症の発生を防止するための措置などについて、所管の保健所の助言、指導を求めるとともに、密接に連携をとることが求められます。

○発生した場合の連携：嘱託医などの指示に従い、必要に応じて市区町村、保健所などに連絡し、感染拡大防止の措置を講じることが求められます。

○感染症発生時の報告：施設長は市区町村に対して感染症または食中毒が疑われる者などの人数、症状、対応状況などを報告し、保健所に報告して指示を求めるなどの措置が求められます。

①同一感染症・食中毒（疑いを含む）による死亡者または重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

②同一の感染症・食中毒の患者（疑いを含む）が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合

③上記①②に該当しない場合でも、通常の発生動向を上回る発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合



(4) 関連情報の共有と活用

感染症対策の取り組みを進める上で国や自治体などが公表する
感染症発生動向などの情報を関係者間で共有、活用する

- ・厚生労働省は昭和56年より感染症発生動向調査を実施
- ・国立感染症研究所感染症疫学センターが感染症法に基づき患者情報と病原体情報を集計し、分析評価を加えた全国情報を公表
- ・都道府県も地域における感染症の発生や拡大の予防に資する情報を関係機関などの間で共有するための取り組みを進めている
- ・様々な情報を必要に応じて収集し、感染症対策に活用することが重要

感染症対策に資する公表情報がインターネットから得られます (ガイドラインP83～84)

感染症全般：厚生労働省 (感染症情報)
国立感染症研究所 (疾患名で探す感染症情報)、厚生労働省検疫所 (FORTH)、国立医薬品食品衛生研究所

上記のほか、具体的な感染症に関するQ&Aや感染症の発生動向、感染症に関するお知らせ(出力)するところ(ポスター等)、さらに感染症に関する解説書等もガイドラインで紹介されています

○感染症対策の取り組みを進める上で、国や自治体などが公表する感染症発生動向などの情報関係者間で共有、活用することが重要です。

○厚生労働省は、昭和56年より感染症発生動向調査を実施しています。国立感染症研究所・感染症疫学センターが感染症法に基づき患者情報と病原体情報を集計し、分析評価を加えた全国情報を公表しています。

○また、各都道府県においても、地域における感染症の発生や拡大の予防に資する情報を、関係機関等間で広く共有するための取組が進められています。

○こうした様々な情報を必要に応じて収集し、感染症対策に活用することが重要です。

○感染症対策に資する公表情報がインターネットから得られます

感染症全般：厚生労働省 (感染症情報)、国立感染症研究所 (疾患名で探す感染症の情報)、厚生労働省検疫所 (FORTH)、国立医薬品食品衛生研究所

上記のほか、具体的な感染症に関するQ&Aや感染症の発生動向、感染症に関するお知らせ(出力)するところ(ポスター等)、さらに感染症に関する解説書等もガイドラインで紹介されています。関心のある方は、ガイドライン (P83～84) を参照してください。



(5) 子どもの健康支援の充実

感染症予防をはじめとする子どもの健康問題への対応や
保健的対応を充実・向上するよう努めることが求められる

- ・日常の保育において、子どもの発達過程に即して
養護と教育の両面から子どもの健康支援を行う
- ・各保育所で作成する保健計画などに沿って、感染症予防を
はじめとする子どもの健康管理や健康増進に関するマニュアル
などを適宜、作成する
- ・こうした取り組みが、家庭での子どもの健康管理や健康増進に
つながるよう、取り組みの評価や保護者などへの説明をより
丁寧に行っていく

○保育所においては、感染症予防をはじめとする子どもの健康問題への対応や保健的対応を充実・向上するよう努めることが求められます。

○日常の保育において、子どもの発達過程に即して養護と教育の両面から子どもの健康支援を行うとともに、各保育所で作成する保健計画などに沿って感染症予防をはじめとする子どもの健康管理や健康増進に関するマニュアルなどを適宜作成してください。

○さらに、こうした取り組みが家庭での子どもの健康管理や健康増進につながるよう、取り組みの評価や保護者などへの説明をより丁寧に行っていくことが大切です。